

消防予第360号
平成17年12月5日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長

構造改革特別区域法に係る劇場等における誘導灯及び誘導標識
に関する基準の特例適用について

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条第1項に基づき閣議決定された構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「方針」という。）別表1「411」において「劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用措置」が盛り込まれ、劇場等の事業を構造改革特別区域（以下「特区」という。）で行う場合に一定の要件を満たせば、当該特区内の劇場等を所轄する消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。）又は消防署長が消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第32条を適用し、誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る規定を適用しないことができる特例措置について判断する際の考え方を、通知により示すこととされたところです。

上記の方針を受け、この考え方を下記のとおり取りまとめたので通知します。

なお、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されますようお願いいたします。

記

第1 特例措置を適用できる対象物

特区内の劇場等（令別表第1（1）項イに掲げる劇場、映画館、演芸場又は観覧場）

第2 特例措置を適用できる消防用設備等

誘導灯及び誘導標識

第3 特例措置の要件及び内容

次の（1）から（5）までの全ての要件に該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該劇場等の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。）における避難口に係る誘導灯及び誘

導標識の設置を要しないものとする。

- (1) 当該避難階の床面積が500㎡以下であり、かつ、客席部の床面積が150㎡以下であること。
- (2) 客席部に直接面する避難口を2以上有し、当該避難口が客席の各部分から容易に見とおし、かつ、識別できるとともに、歩行距離20m以下であること。
- (3) 劇場等の屋外に避難した在館者が、当該劇場等の開口部から3m以内の部分を通ることなく安全な場所に避難できること。
- (4) 火災時に自動火災報知設備の感知器の作動と連動し、手動でも直ちに点灯することができ、かつ、出入口を十分な明るさで照らすことのできる照明器具(非常電源付)を客席部に面する避難口全てに設置するとともに、上映中は当該避難口に係員を常駐させること。
- (5) 上映前等に、係員から在館者に対して避難口の位置等に関する案内説明を行うこと。

連絡先 消防庁予防課 鈴木、伊藤、長岡、安井 電話 03-5253-7523 Fax 03-5253-7533
